

各種法令における定義等（その他）

法律名	呼称	定義
学校教育法	学校の範囲	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
児童福祉法	障害児	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）、難病等の児童
	妊産婦	妊娠中又は出産後1年以内の女子
	養育里親	厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者のうち、養育里親名簿に登録されたもの
	養子縁組里親	厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、養子縁組里親名簿に登録されたもの
	親族里親	厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であって、厚生労働省令で定めるものに限る）のうち、都道府県知事が児童を委託する者として認めるもの
児童虐待の防止等に関する法律	被措置児童等虐待	小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親もしくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長と一時保護所の職員、その他の従業者等が、委託児童、入所児童又は一時保護が行われた児童について行う次に掲げる行為をいう 一・身体的虐待、二・性的虐待、 三・保護の怠慢（ネグレクト）、 四・心理的虐待
	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいう 一・身体的虐待、二・性的虐待、 三・保護の怠慢（ネグレクト）、 四・心理的虐待
発達障害者支援法	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令が定めるもの
	発達障害者	発達障害がある者で、発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの
	社会的障壁	発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの